【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】(該当する口にレ印を付けてください。) (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校										
等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。  □ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書(専攻科を除く。)										
│										
	□ 親権者 (両親) 2名分									
		親権和	1名分		者が、一時的 は、その者を	りに親権を行う児童 除く。)	相談所長、児童	重福祉施設の長	である	
2		• 親科 証明	を者が存 書等を携	在する	らものの、家 きない場合					
		護施記	登等に入	所して		日の前日において そのほか社会的養 ください。				
3	<b>未成年後見人( ) 名分</b> 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複合) されている場合は、全員分) ************************************									
		※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。								
4		生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで 生計を維持する者に変更がない場合								
(5)		• 親		ま未成	年後見人がる	字在しない場合、 生計維持者が存在す	る場合 等			
6	<b>生徒本人</b> ⑥ □ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等									
※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。										
※所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。 氏名   生徒との続柄   氏名   生徒との続柄										
(ふりがな) (ふりがな) (ふりがな)										
(3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。										
所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合										
※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、口にレ点を付けてください。										
□ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。										
<b>*</b>	【扶養親族等の状況について】(非課税世帯のみ記入してください。) ※当該世帯に7月1日現在、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている 兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。									
扶	· L	続柄	氏	名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の 申請の有無	課程	備考	
養親							□有 □無	□通信制 □通信制以外		
族の							□有 □無	□通信制 □通信制以外		
状							□有 □無	□通信制 □通信制以外		
況							□有 □無	□通信制 □通信制以外		

## 記入上の注意

- 【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。
  - イ 現在通っている学校の在学期間について, 記入してください。また、過去に高等学校等に在 学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
  - ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程(専 攻科を含む)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち 高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
  - ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④高等学校(専攻科)」、「⑤中等教育学校(後期課程)」、「⑥中等教育学校(専攻科)」、「⑦高等専門学校(1~3学年)」、「⑧専修学校(高等課程)昼間学科」、「⑨専修学校(一般課程)昼間学科」、「⑩専修学校(高等課程)夜間等学科」、「⑪専修学校(高等課程)で間等学科」、「⑪専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑪専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑭各種学校(外国人学校)」、「⑮各種学校(その他)」の別を記入してください。
- 【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。
  - イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①~ ⑤は除きます。
    - ①児童福祉法第33条の2第1項,第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により 親権を行う児童相談所長
    - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
    - ③法人である未成年後見人
    - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと された未成年後見人
    - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
  - ロ (1)に該当する場合は、認定基準日において生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出してください。
  - ハ(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。 (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
  - 二 (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
  - ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。
    - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合 法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- 【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。
  - イ 生計維持者とは,
    - ①生徒に父母がいる場合 当該父母とします。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)。 ひとり親等の場合は父又は母のみ)
    - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)~(4)に掲げる者である場合 当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
      - (1)満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

- (2)満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- (3)満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。
- ハ 【2. 生計維持者の収入の状況について】①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を 添付してください。
- 二 【2. 生計維持者の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
  - ②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ホ 【2. 生計維持者の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の 生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課 税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかど うかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。
  - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、 地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- 【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳(中学生は除く。)以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類(健康保 険証等の写し等)を添付してください。

## 留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修 了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省 発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育 成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対 象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。